

2025年4月からは
育児・介護休業法の改正により
就業規則の見直しが必要です

就業規則の見直しに 専門家を 無料で派遣します



ワーク・ライフ・バランス 普及コンサルタント派遣

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりのため
コンサルタント（社会保険労務士等）を無料で利用できます。

対象企業

従業員数300人以下の県内企業または
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録企業

利用できる内容

就業規則等の整備、一般事業主行動計画の
策定・届出等の指導、企業内研修の講師など

詳しくはこちらから↓



派遣対象

次の①～③のいずれかに該当する事業所

- ①常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主で、県内に事業所を有するもの
- ②構成員の概ね3分の2以上が中小事業主である県内の事業主団体等
- ③愛知県ファミリー・フレンドリー企業

コンサルタント業務の内容

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出の指導
- ②愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度への登録の指導
- ③就業規則等の作成、整備の支援
- ④国、関係団体等の各種助成制度の紹介、手続等の指導
- ⑤ワーク・ライフ・バランスに係る企業内研修等の支援
- ⑥その他ワーク・ライフ・バランスの普及に係る指導、助言等

申込書のダウンロードなど
詳しくはこちらから！

申込方法

「ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント派遣申込書（様式第2号）」に、必要事項をご記入の上、下記申込先にFAX又はEメールで送付してください。Eメールの場合は、件名は「ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント派遣申込み」としてください。日程調整の上、お伺いさせていただきます。



費用・回数

無料で最大3回までご利用いただけます。※派遣に係る費用は県が負担します。

申込先・問合せ先

所在地を管轄する県機関にお問い合わせください。

尾張県民事務所 産業労働課(産業労働グループ)

☎052-961-8346

(ダイヤルイン)

☎ 〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1

一宮市・瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市
尾張旭市・岩倉市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋
長久手市・東郷町・豊山町・大口町・扶桑町

西三河県民事務所

産業労働課(豊田30次産業労働・山村振興グループ)

☎0565-32-7498

(ダイヤルイン)

☎ 〒471-8503 豊田市元城町4-45

豊田市・みよし市

労働福祉課

☎052-954-6360

(ダイヤルイン)

☎ 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

名古屋市

西三河県民事務所

産業労働課(産業労働・山村振興グループ)

☎0564-27-2782

(ダイヤルイン)

☎ 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4

岡崎市・碧南市・刈谷市・安城市
西尾市・知立市・高浜市・幸田町

海部県民事務所

産業労働課(産業労働グループ)

☎0567-24-2133

(ダイヤルイン)

☎ 〒496-8531 津島市西柳原町1-14

津島市・愛西市・弥富市・あま市・
大治町・蟹江町・飛島村

東三河総局新城設楽振興事務所

山村振興課(産業労働グループ)

☎0536-23-2116

(ダイヤルイン)

☎ 〒441-1365 新城市字石名号20-1

新城市・設楽町・東栄町・豊根村

知多県民事務所

産業労働課(産業労働グループ)

☎0569-21-8111

(代電)

☎ 〒475-8501 半田市出口町1-36

半田市・常滑市・東海市・大府市・
知多市・阿久比町・東浦町・
南知多町・美浜町・武豊町

東三河総局企画調整部

産業労働課(産業労働グループ)

☎0532-54-2582

(ダイヤルイン)

☎ 〒440-8515 豊橋市八町通5-4

豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市

